

後期高齢者医療制度の保険料について

後期高齢者医療制度では、すべての被保険者が保険料を負担することになります。保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

○岡山県後期高齢者医療広域連合の保険料(平成29年度)年額

一人当たりの 保険料 (限度額57万円)	=	均等割額	+	所得割額
		49,200円		(所得-33万円)×9.87%(所得割率)

※一人当たりの保険料は、100円未満を切捨てます。

※所得とは、雑(年金)所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。(遺族・障害年金等は除く。)

※平成29年度の保険料の賦課限度額は57万円です。

○保険料の軽減措置

【均等割額軽減の基準】

所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料の「均等割額」が軽減されます。

※平成29年度から、均等割額の5割軽減と2割軽減における所得基準が以下のとおり拡大されます。

①5割軽減の所得基準の拡大

(変更前) 33万円(基礎控除額)+26.5万円×被保険者数

(変更後) 33万円(基礎控除額)+27万円×被保険者数

②2割軽減の所得基準の拡大

(変更前) 33万円(基礎控除額)+48万円×被保険者数

(変更後) 33万円(基礎控除額)+49万円×被保険者数

軽減割合	世帯主及びその世帯の被保険者の合計総所得金額等が下記の金額以下の世帯
9割軽減	基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得がない場合)
8.5割軽減	基礎控除額(33万円)
5割軽減	基礎控除額(33万円)+ <u>27万円</u> ×被保険者数
2割軽減	基礎控除額(33万円)+ <u>49万円</u> ×被保険者数

・軽減の判定は、賦課期日現在で行われます。

・軽減判定の際には、基礎控除(33万円)はありません。

・所得が公的年金の場合は、総所得金額から年金所得の範囲内で、最大15万円を控除し判定します。

被扶養者であった人に対する特例

後期高齢者医療制度の被保険者となった日の前日に健康保険組合や協会けんぽ、共済組合など(国民健康保険や国民健康保険組合は除く。)の被扶養者であった人は、保険料の「均等割額」が7割軽減され、「所得割額」はかかりません。

【所得割額軽減の基準】

「賦課のもととなる所得金額(所得-33万円の金額)」が58万円以下の人は、所得割額が2割軽減されます。詳しくは、鏡野町保健福祉課又は岡山県後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課
岡山県後期高齢者医療広域連合

電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891
電話(086)245-0090